生活指導

A 校内生活

- 常に高校生としての品位を保ち、言葉づかい、態度等他人に対して失礼にならないよう 心掛ける。
- 2. 来客、教職員、友達等に対し、相手にふさわしい態度と明るい言葉であいさつ、または会 釈をする。
- 3. 人の好意に対して感謝の気持ちを忘れない。
- 4. 始業時刻等、決められた時間を厳守する。
- 5. 登校後は担任の許可がない限り下校時まで校外へ出てはいけない。
- 6. 所持品は華美なものは避け、すべて記名する。
- 7. 校舎、施設、校具等公共物は大切に取り扱う。破損した時は担任または顧問に届け出る。本人の責任による破損は実費弁償とする。
- 8. 学習に不要な物品を持参した時は、預かり指導とする。
- 9. 所持品を紛失したり拾得した時は、すみやかに担任に届け出る。
- 10. 携帯電話は、朝のST 前に担任が預かり、帰りのST 後に返却する。
- 11. 校内での飲食に関するマナーを守ること。

B 校外生活

- 1. 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、良識にもとづいて行動し、品位を失わないよ う心掛けること。
- 2. 交通道徳を守り、特に電車、バス通学者は、老人や幼児、身体障がい者、妊婦に進んで席を譲る よう心掛ける。
- 3. 電動か否かに関わらずキックボードの登下校での使用(校内への持ち込み含む)は禁止とする。
- 4. 運転免許の取得はすべて禁止である。(※ただし、3年生2学期末以降で条件を満たした者は認めることもある) (四ない運動厳守)※車とは原動機付自転車・自動二輪を含むものとする
 - 1. 車の免許証をとらない 2. 車に乗らない
 - 3. 車を買わない 4. 他人の車に乗せてもらわない
- 5. 外出する場合は必ず目的、行先、帰宅時間を家人に告げ、遅くならないように帰宅する。
- 6. 夜間(10 時以降)の外出や無断外泊をしてはいけない。
- 7. 風俗営業法上に禁止されている場所に出入りしない。
- 8. アルバイトは、事情のある場合は担任とよく相談し、保護者連署で生徒指導部に申し出て許可を得る。(※許可条件あり)
- 9. 喫煙、飲酒及び薬物乱用等の行為は絶対に行ってはならない。

服装・頭髪規定

本校の生徒指導の方針は下記のとおりとします。

高校生活を通し、社会人としてのマナーを身に付け、モラルを向上させる。 また、社会人に向けての着こなし方(フォーマルスタイル)を身につけ、清潔で品位ある「身だしなみ(服装・頭髪)」ができるようにする。

「身だしなみ」は、他人の目に自分がどう映るのかを意識する相手本意の考え方で、「おしゃれ」は、自分の好きなファッションを自由に選択する自分本位の考え方です。「身だしなみ」という言葉の語源は、"身をたしなむ"ことに由来をしています。身をたしなむとは、相手に不快感を与えないように、自分の服装を正しく整えることであり、周囲への配慮が求められます。それを踏まえた上で、「身だしなみ」の指導を行います。

【頭髪・身だしなみ】

〇 男子

- ・髪型はミディアムスタイルを基準とする。
- ・後ろは髪がブレザーの襟にかからない程度の長さとする。
- ・もみ上げの長さは真っ直ぐ伸ばしたときに、耳の最下部までの長さとする。
- ・横髪の長さは、真っ直ぐに伸ばしたときに、耳にかからぬ程度の長さとする。
- ・前髪は眉毛を隠さぬ程度の長さとする。
- ・パーマ、不必要な髪染め、脱色は禁止する。
- ・モヒカン、そり込み、ライン、左右非対称のカット、編み込み(プレース・コーンロー) 等の特異な髪型は禁止する。
- ・全体あるいは部分的に髪を立たせる等の髪型は禁止する。
- ・髪の一部分だけを長くしたり短くしたりする髪型は禁止する。
- ・眉のそり込み、刈り込み、眉タトゥーは禁止する。
- ・口ひげ、顎ひげは禁止する。
- ・ピン、カチューシャ等の髪留めの使用は禁止する。
- ・装身具(ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト等)を身に付けることは禁止する。

○女子

- ・装飾類(エクステンション・ウィッグ・ヘッドバンド・カチューシャ・シュシュ等)を髪に付けることは禁止する。
- ・髪をまとめるピンは黒・紺の短いものとする。
- ・髪をまとめるゴムは単色で飾りのないものとする。
- ・盛り上げへアースタイル・編み込み(プレース・コーンロー)・パーマ・カール等の特異な髪型、また不必要な髪染め、脱色は禁止する。
- ・髪の一部分だけを長くしたり短くしたりする髪型は禁止する。
- ・眉のそり込み、刈り込み、眉タトゥーは禁止する。
- ・爪は短く切り、つけ爪やマニキュア等は禁止する。
- ・化粧等をすることは禁止する。
- ・装身具(ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト等)を身につけることは禁止する。

上記の規定について違反の場合、謹慎を含む特別指導を行う。

【制服に関して】

- ①本校指定の制服を着用すること。
- ② ジャケット、スラックス、スカート、シャツ、ブラウス等、制服に破損が生じた場合は速やかに修繕をする。
- ② 気候・天候に合わせ、個々で組み合わせを判断し着用する。(衣替えの期間指定はない。)ただし、オプション品(ポロシャツ・カーディガン・セーター・パーカー)は本校指定のものに限る。
- ④ 下記の行事、指定日は正装とする。
 - ア)入学式・卒業式・始業式・終業式
 - イ)宗教行事(花まつり・報恩講等)
 - ウ)受験時
 - エ)その他、学校より指示が出た場合
 - ※10 月~5 月の行事日は「冬服正装」、6 月~9 月の行事日は「夏服正装」とする。

<各アイテムの着こなしについて>

ジャケット

- ・シングル3つボタンジャケットです。
- ・ボタンは全て留めましょう。
- ・袖をまくって着用することのないようにしましょう。

シャツ

- ・ボタンは全て襟元の第一ボタン、袖ボタンを留めて着用しましょう。
- スラックスの中にシャツの裾を入れましょう。
- ・ブレザーの袖と共にシャツの袖をまくらないように着用しましょう。
- ・シャツの袖、襟元、裾からアンダーウェアが見えないようにしましょう。
- ・シャツの襟がジャケットの外に出ないように着用しましょう。

ネクタイ・リボン

- ・ネクタイ・リボンはありません。
- ・シャツの胸元のラインと刺繍がネクタイ・リボンの代わりになります。

スラックス

- ・ウエストサイズに合ったものを着用しましょう。
- ・ベルトをゆるめず、腰から下にずらしてはかないようにしましょう。

ベルト

- ウエストサイズに合ったものをつけましょう。
- ・黒・紺・茶の無地でノーマルなデザインの物を着用しましょう。

スカート

- ・スカート丈は、ひざ中心を上限とし、下限はひざがかくれる程度とします。
- ・スカートの上部を折り曲げて履くことのないようにしましょう。
- ・刺繍柄が見えるように着用しましょう。

ソックス(スラックスの場合)

- ・黒・紺・グレー、白の無地が基本です。
- ・丈は着席時に裾から肌が見えない長さとします。(華美なものは認めません)

ソックス(スカートの場合)

- ・黒・紺の無地のくるぶし上からひざ下までの長さのハイソックス等を着用しましょう。
- ・寒い時期は、黒色タイツ(肌が透けないもの)、または無地の肌色ストッキングの着用は認めます。
- ・肌色ストッキングを履く場合は、必ずその上に規定のソックスを着用しましょう。

【夏正装】

半袖シャツ

- ・ボタンを全て留めて着用しましょう。
- ・スラックスの外にシャツを出して着用してもかまいません。
- ・シャツの袖、襟元、裾からアンダーウェアが見えないように着用しましょう。(特に袖より長い物を着用しないようにしましょう)

半袖セーラーブラウス

- ・ボタンを全て留めて着用しましょう。
- スカートの外にブラウスを出して着用しましょう。
- ・シャツの袖、襟元、裾からインナーウェアの着用物が見えないように着用しましょう。
 - ※上記記載以外、全て冬正装記載のものに準ずる

半袖ポロシャツ

- ・ボタンを全て留めて着用しましょう。
- ・スカート・スラックスの外にシャツを出して着用してもかまいません。
- ・袖より長いアンダーウェアを着用しないようにしましょう。

【オプション品】

- ニットセーター(レッド・グリーン)
 - ・袖や裾からシャツを出して着用しないようにしましょう。
 - ・ニットセーターの袖を腰や首・肩に巻き付けないようにしましょう。

カーディガン

- ・袖や裾からシャツを出して着用しないようにしましょう。
- ・カーディガンの袖を腰や首・肩に巻き付けないようにしましょう。

パーカー(レッド・グレー)

- ・袖や裾からシャツを出して着用しないようにしましょう。
- ・パーカーの袖を腰や首・肩に巻き付けないようにしましょう。

【靴】

通学靴は次の(1)または(2)のいずれかとします。

- (1)革靴の場合は、黒または茶のローファーを原則とします。
- (2)運動靴の場合は、華美でないものとします。

体育の授業では、運動に適した華美でないものを使用し、校舎内では規定のスリッパを使用しましょう。(校舎内での体育館シューズの着用は認めません)

【鞄】

華美でなく、誰が見ても学生として相応しいものとします。ブランド品(それに類似するものも含む)、開け口の閉じていない(閉じられない)もの、紙袋、巾着タイプのもの、他校名が記載されているもの等は認めません。

【防寒具】

ブレザーの上から羽織れるものを原則とする

※色:黒・紺・グレー・ベージュ等の単色で、華美でないものとする。(ロゴ、ワッペン類は禁止。 また、革製のもの及びジャンバー類は禁止とする)

豊田大谷高等学校懲戒規定 令和7年4月1日施行

豊田大谷高等学校の校訓である「命尊し」とはどういう意味であるのか。このことを追求していくなかで真実に目覚め、人間としてどう生きるのか。また、生かされている自分に気付くことで、自他の共存すなわち御同朋、御同行の精神を体得し弥陀の本願による自分であることを知るために、この規定を定める。

次に記す細則は、報恩謝徳の心に気付くためのものであり、いたずらに懲らしめや見せしめのためのものであってはならず、あくまでも、その生徒が人間としてどうあるべきかを見つめ直すためにこれを定める。

【総則】

この規定は、本校に就学する生徒の全員が安全で快適に学校生活を営むことができるよう、学校教育法第11 条に基づいて定めるもので、本校教育の根幹である宗祖親鸞聖人の御教えに基づき、校訓である「命尊し」のもと、本校に就学する全生徒が「人間になる」ために必要な指導の一つとしてこれを定める。

また、指導措置の内容については公序良俗に基づいた道徳的、社会的常識、或いは社会規範等、 更には日本国が定める法律にてらし、しかし、教育的配慮を欠くことのない措置とする。

【細則】

第1条. 懲戒措置の手順

- 1) 懲戒対象生徒からの充分な事実確認の調査
- 2) 保護者を含めた必要な連絡や指導の実施
- 3) 事実確認の調査の際と事実調査の内容についての生徒からの弁明聴取
- 4) 適切な指導と懲戒措置の通知

第2条、懲戒措置の決定

- 1) 懲戒措置は特別指導委員会において審議し、校長の決裁により決定する。
- 2) 懲戒措置のうち退学処分については、必ず特別指導委員会及び職員会議で審議し、校長の決裁により決定する。

第3条、懲戒措置の基準

- 1) 措置は、学内謹慎(誓約書提出)、保護者召喚のうえ校長訓戒(誓約書提出)、有期謹慎、無期謹慎、退学とする。
- 2) 有期の謹慎は、土曜・日曜・祝祭日および学校の定める休日は謹慎の日数には含めない。
- 3)謹慎は別室登校による学内謹慎を原則とする(第6条 3)参照)。また、登校日数は指導措置により決定するが、長期休暇及び家庭学習日も含めることができるものとする。
- 4) 同一内容に限らず生徒指導部長訓戒措置及び校長訓戒措置は一度限りとし、二度目以降の生徒指導部長訓戒措置は校長訓戒措置、校長訓戒措置は謹慎措置とする。

第4条、懲戒措置の通知(申し渡し)

- 1) 懲戒規定の指導措置については、保護者同伴のうえで校長がその申し渡しをおこなう。校長が不在の時は教頭がこれを代行する。
- 2) 懲戒規定の指導措置のうち、生徒指導部長訓戒は指導内容により保護者の同席について当該 学年の学年主任と相談の上判断する。また、生徒指導部長が不在の時は生徒指導主事がこれ を代行する。

第5条、再非行についての懲戒措置

- 1) 在学中の同内容の再非行については、前回を上回る懲戒措置を行う。
- 2) 内容の異なる再非行については、前回が謹慎以上の懲戒措置の場合は、その内容と指導措置を勘案した懲戒措置を行う。
- 3) 謹慎を伴う懲戒措置を3回受けた場合には、原則として「退学勧告」とする。
- 4)在学中の謹慎期間が総計で30日を超える場合と謹慎期間中の再非行は、性行不良で改善の

見込みがないと認め、原則として「退学」とする。

第6条. 謹慎中の特例措置

- 1) 中間考査、期末考査、実力考査、校内模試、各種検定試験等については原則として受験を認める。また、上記中間・期末考査については、実施日一週間前からの授業への出席を認める。
- 2) 学校行事等については、校長が認めるものについては参加を認める。
- 3) 学校行事等の事情により学内謹慎を家庭謹慎に振り替える場合があるものとする。

第7条、懲戒措置解除の手順

- 1)謹慎の解除は日数を経過し、担任、当該学年主任が反省日誌、反省文などの点検を行い、面接を行ったうえで謹慎経過良好と判断され、さらに、生徒指導主事、生徒指導部長、教頭が反省日誌、反省文等の点検を行い、面接を行ったうえで謹慎経過良好と判断された場合には懲戒措置解除を行う。
- 2) 懲戒措置解除に当たっては、その謹慎日数が15日未満の場合には、その生徒に対し生徒指導 部長が申し渡しを行う。生徒指導部長が不在の時は、生徒指導主事がこれを代行する。
- 3) 懲戒措置解除にあたっては、その謹慎日数が15日以上の場合には、保護者同伴のうえ校長が申し渡しを行う。校長が不在の時は、教頭がこれを代行する。
- 4) 懲戒措置解除を受けた後、4週間を観察期間とし、その間に問題行動があった場合には、反省不十分と認め、謹慎に差し戻すものとする。

自転車通学について (規定抜粋)

自転車を利用し学内に乗り入れることを希望する生徒は生徒指導部へ「自転車通学許可願」 <提出書類5>を提出する。

生徒指導部では、下記の注意事項を守り、交通安全に努めることができると認めた場合、自転車通学許可証(登録シール)を交付する。ただし、許可後交通事故を起こしたり、下記事項を守らない場合は許可を取り消すことがある。

《自転車通学者に対する注意事項》

- 1. 自転車は必ず防犯登録を済ませ、施錠設備のあるものを使用し、一定の基準にあった制御装置(ブレーキ)と尾灯または反射器材を備えること。特にブレーキの不良な自転車を利用しないこと。また、自転車走行時のヘルメット着用は努力義務となっている。
 - ※自転車通学許可証(登録シール)は常に自転車後部にはりつけ明示する。
 - ※自転車を乗り換えた場合は、再度登録をし直すこと。
- 2. 校内においては、定められた場所に整頓して置く。 校外においては、路上あるいは駐輪禁止の場所に置いてはいけない。 また、駐輪場では必ず施錠する(校内外を問わずツーロックを心掛けること)。
- 3. 交通規則(道路交通法)をよく守って、安全運転をする。 以下 政府広報オンラインより抜粋

道路交通法が改正され、令和 6 年(2024 年)11 月から自転車運転中にスマート フォン等を使用する「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化され新たに罰則の対象とされました。

スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

≪禁止事項≫

- ・自転車運転中にスマホで通話すること(ハンズフリー装置を併用する場合等を除く)。
- ・自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること。 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合 6 か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
- ・自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・傘さし運転(5万円以下の罰金等)
- ・イヤフォンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転(5万円以下の罰金)
- ・2 人乗り(5 万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。)
- ・並進運転(2万円以下の罰金又は科料。「並進可」の標識があるところを除く。)
- ≪自転車運転者講習の対象とされる「危険行為」≫
 - ·信号無視
 - ·通行区分違反
 - ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 - ·指定場所一時不停止等
 - ・歩道通行時の通行方法違反
 - ・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

他10項目

- 4. 校内において自転車に乗る場合は、徐行とする。 自転車の交通方法の特例(53.12.1 施行道路交通法一部改正)に留意し厳守する。
 - (1)自転車は「自転車横断帯」のあるところでは、その自転車横断帯を通行しなければならない。 (道路交通法63 条の6、63 条の7)自転車横断帯とは標識などにより自転車の横断のた めの場所であることが示されている道路の部分をいう。道路交通法2 条1項4の2)
 - (2)普通自転車は標識などにより歩道を通行することができる。その場合歩道の中央から車道 寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げそうなときは必ず一時停止をしなければならな い。(道路交通法63 条の4)普通自転車とは二輪または三輪の自転車で、他の車をけん引し ていないものをいう。(道路交通法63 条の3)
 - (3)普通自転車は交差点やその手前に「進入禁止」の標示があるときは、その標示をこえて交差点に入ってはいけない。(道路交通法63条の7、2項)
 - (4)普通自転車は交差点を横断するときは、一時停止をするか、左右をよく見て、安全を確かめてから横断する。

携帯電話等について

本校では、今日の社会事情または遠方からの通学、部活動等への参加による事情により、携帯 電話を所持することはやむを得ないと考えます。

よって、下記の注意事項を遵守することを約束し、携帯電話の校内への持込を認めます。ただし、下記事項を守らない場合は特別指導の対象となります。

また授業においてロイロノートを使用するためiPad を一斉購入します。

<携帯電話等持ち込み時の注意事項>

- 1. 朝のST 前に教室担当教員に預け、帰りのST 後に返却します。
- 2. スクールタイム(朝ST〜帰りST)に、携帯電話を使用または所持していた場合は預かり指導となります。ただし、教員の指示の元での使用は除く。
- 3.2 回目以降、預かり指導を受けた場合は、保護者召喚のうえ誓約書を提出し、返却指導となります。
- 4. 預かり指導が度重なる場合には、特別指導の対象となります。注意してください。
- 5. 登下校時に使用する場合には、マナーを守り交通安全等にもじゅうぶん注意してください。
- 6. 通話のできなくなった携帯電話の校内への持込や校内での音楽機器としての使用は禁止ですので、違反があった場合についても、上記2 ~ 4 の指導の対象となります。
- 7. 学校で一斉購入したiPad 以外のタブレット端末の持込は禁止しています。